

議案第14号

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表(カ)の項中「市道8-1504号線, 市道8-1505号線, 市道8-1510号線」を「市道2級16号線又は市道24199号線」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

道路管理番号の変更に伴い, 所要の改正を行うため, 条例の一部を改正するものです。

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第100号)新旧対照表

改正案				現行			
別表(第3条—第8条関係)				別表(第3条—第8条関係)			
(ア)	計画地区 の区分	誘致施設A地区	誘致施設B地区	(ア)	計画地区 の区分	誘致施設A地区	誘致施設B地区
	計画地区 の面積	14.6ha	4.7ha		計画地区 の面積	14.6ha	4.7ha
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(カ)	外壁の位 置制限	(1) <u>市道2級16号線又は市道24199号線</u> に面する用地に建築物を築造する場合は、道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は10m以上 (2) 上記以外の敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は3m以上	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は3m以上	(カ)	外壁の位 置制限	(1) <u>市道8—1504号線, 市道8—1505号線, 市道8—1510号線</u> に面する用地に建築物を築造する場合は、道路境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は10m以上 (2) 上記以外の敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は3m以上	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は3m以上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)